

【新設】（集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額の控除額の所有期間按分）

20-7-4 恒久的施設を有する外国法人に係る令第 201 条の 2 第 2 項第 1 号《外国法人の法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算》の規定の適用については、同号に規定する「その元本を所有していた期間」は、同号に規定する集団投資信託の収益の分配（以下 20-7-4 において「収益の分配」という。）の元本が当該恒久的施設に帰せられていた期間をいうことに留意する。

④ 例えば、恒久的施設を有する外国法人の本店等に帰せられていた収益の分配の元本が、当該収益の分配の計算の基礎となった期間の中途において当該恒久的施設に帰せられることとなった場合には、当該元本が当該本店等に帰せられていた期間に対応するものとして計算される法第 144 条の 2 の 2 第 1 項《外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除》に規定する分配時調整外国税相当額については、同条の規定の適用がないこととなる。

【解説】

1 平成 30 年度の税制改正において、分配時調整外国税相当額の控除制度（以下「本制度」という。）が創設されており、恒久的施設を有する外国法人向けの本制度については、内国法人向けの本制度（法 69 の 2）とは別に法令の規定が定められている（法 144 の 2 の 2）。

当該規定においては、恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合（恒久的施設帰属所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税相当額につき内国法人と同様の方法により計算した金額を、当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税額から控除することが規定されている（法 144 の 2 の 2 ①、令 201 の 2）。

すなわち、恒久的施設を有する外国法人の本制度の適用に当たっては、支払を受ける集団投資信託の収益の分配について恒久的施設帰属所得に該当するものの支払と恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得に該当するものの支払とに区別し、また、法人税の課税標準となる恒久的施設帰属所得と恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得を区別することが必要となっており、恒久的施設帰属所得に係る分配時調整外国税相当額につき当該恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税額から控除を行うこととされている。

2 この集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額の控除は、恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税額からの控除として行われるのであるから、「その元本を所有していた期間」とは、その元本が恒久的施設に帰せられていた期間をいうこととなる。本通達の本文では、このことを留意的に明らかにしている。

3 したがって、その収益の分配の元本が恒久的施設を有する外国法人の本店等に帰せられていた期間に対応するものとして計算される分配時調整外国税相当額については、当該本店等に帰せられていた期間は上記 2 の恒久的施設に帰せられていた期間には該当せず、恒久的施設帰属所得に係る分配時調整外国税相当額とならないことから、法人税法第 144 条の 2 の 2 第 1 項《外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除》の規定の適用がないこととなる。本通達の注書では、このことを明らかにしている。